(A1)

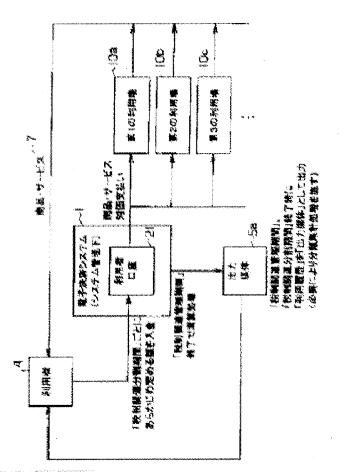
ELECTRONIC SETTLEMENT SYSTEM AND ELECTRONIC SETTLEMENT METHOD

Build line the second beau		Also published as:
Publication number:	JP2002133335	
Publication date:	2002-05-10	📆 US 2002138425
Inventor:	SHIMIZU ATSUSHI; HIRAKAWA YASUYUKI; KANEDA NORIAKI	
Applicant:	OMRON TATEISI ELECTRONICS CO	
Classification:		
- international:	G06Q20/00; G06Q30/00; G06Q40/00; G06Q20/00; G06Q30/00; G06Q40/00; (IPC1-7): G06F17/60	
- European:	G06Q30/00C	
Application number:	JP20000321445 20001020	
Priority number(s):	JP20000321445 20001020	

Report a data error here

Abstract of JP2002133335

PROBLEM TO BE SOLVED: To provide an electronic settlement method capable of functioning without being influenced by a use limit or a deposit balance, and applying a use result to processing by a user. SOLUTION: This electronic settlement method receives a deposit from a user 4 in an electronic settlement account every installment period dividing a specified period, and the difference generated due to electronic settlement processing is cleared up at the expiration of the specified period. To a use result of the electronic settlement, classification codes such as a use place classification, a use item classification, and a user classification are added in advance. The use result of the electronic settlement is classified and totaled up by using the added classification codes to output, thereby obtaining an electronic settlement use statement recording medium 5 capable of being applied to processing required by the user 4.



Data supplied from the esp@cenet database - Worldwide

(12) 公開特許公報(A)

(11)特許出願公開番号 特開2002-133335

(P2002-133335A)

(43) 公開日 平成14年5月10日(2002.5.10)

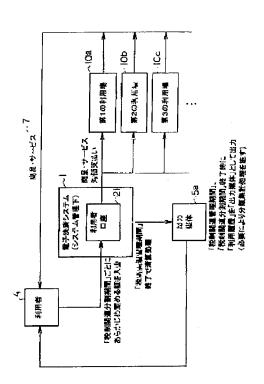
(51) Int.Cl. ⁷	識別記号	FΙ	テーマコード(参考)
G06F 17/60	402	СО6F 17/0	60 402 5B049
	234		234A 5B055
			234U
	414		414
	426		426
		審查請求	有 請求項の数3 OL (全 29 頁)
(21)出顧番号	特願2000-321445(P2000-321445)	(71)出顧人 0	00002945
		2	オムロン株式会社
(22) 出顧日	平成12年10月20日(2000.10.20)	J	京都市下京区塩小路通潁川東入南不動堂町
		8	801番地
		(72)発明者 約	青水 敦
		J	京都府京都市下京区塩小路通堀川東入南不
		1	動堂町801番地 オムロン株式会社内
		(72)発明者 5	平川 靖行
		J	京都府京都市下京区塩小路通堀川東入南不
		I	動堂町801番地 オムロン株式会社内
		(74)代理人 1	00083954
		5	种理士 青木 輝夫
		· · ·	最終頁に続く

(54)【発明の名称】 電子決済システムおよび電子決済方法

(57)【要約】

【課題】 利用限度や入金残高に影響されず機能し、利 用結果を利用者での処理に活用できる電子決済方法を提 供すること。

【解決手段】 所定期間を分割する分割期間ごとに利用 者4からの入金額を電子決済口座に受付け、電子決済処 理の結果生じた差額を所定期間の終了時に清算する電子 決済方法とする。電子決済処理の利用結果には、利用場 分類、利用項目分類、利用者分類などの分類コードがあ らかじめ付与されている。電子決済処理の利用結果を、 付与された分類コードを用いて分類集計して出力するこ とにより、利用者4の所望する処理に活用できる電子決 済利用明細記録媒体5を得る。



【特許請求の範囲】

【請求項1】 商取引の電子決済に利用する電子決済シ ステムにおいて、

所定期間を分割した期間である分割期間ごとに、電子決済口座に対する利用者よりの入金額を受付ける入金手段と、

利用者の電子決済の利用に応じて、前記電子決済口座よりの支払いを実行する支払手段と、

入金手段が受け付けた入金額より、支払手段が実行した 支払い額を差し引いた差分を入金残高として算出する算 出手段と、

前記入金額と、前記支払い額および算出手段が算出した 入金額残高を前記電子決済口座に記憶する記憶手段と、

所定期間の終了に応じて、前記電子決済口座に記憶され る入金額残高の過不足額を利用者との間で清算する清算 手段と、を有することを特徴とする電子決済システム。 【請求項2】 請求項1に記載の電子決済システムの出

力機能により出力される出力媒体であって、

前記電子決済システムの利用履歴を書き込んで成る出力 媒体。

【請求項3】 商取引の電子決済に利用する電子決済方 法において、

所定期間を分割した期間である分割期間ごとに、電子決済口座に対する利用者よりの入金額を受付け、

受け付けた入金額を前記電子決済口座に記憶し、

利用者の電子決済の利用に応じて、前記電子決済口座よりの支払いを実行し、

実行した支払額を前記電子決済口座に記憶し、

所定期間の終了に応じて、前記電子決済口座に記憶され ている入金額残高の過不足額を利用者との間で清算する ことを特徴とする電子決済方法。

【発明の詳細な説明】

[0001]

【発明の属する技術分野】この発明は商取引の電子決済 に利用する電子決済システムおよび電子決済方法に関す るものである。

[0002]

【従来の技術】従来の電子決済方法には、例えばクレジ ット方式やプリペイド方式がある。クレジット方式とは 利用者の経済力などに応じてあらかじめ定める額を与信 額として与え、この与信額の範囲内での後払いを認める 方式である。またプリペイド方式はあらかじめ利用者か ら徴収した額の範囲内での利用を認める方式である。電 子マネーはこのプリペイド方式に含まれる。

【0003】図1は電子決済方法に用いられる装置のブロック図で、図2はクレジット方式による従来の電子決済方法を示すブロック図である。

【0004】電子決済システムでは例えばクレジットカ ードなどの利用者認証媒体を用いて、利用者の認証処理 を実行する。次に利用者認証処理で適合した利用者の与 信額残高を確認する。最後に与信額残高確認処理で残高 が確認できた利用者について電子決済システムの利用に 応じた支払いを実行する。

【0005】図3はプリペイド方式による従来の電子決 済方法を示すブロック図である。電子決済システムでは 例えばプリペイドカードや電子マネー記憶媒体などの利 用者認証媒体を用いて、利用者の認証処理を実行する。 次に利用者認証処理で適合した利用者の予納金残高を確 認する。最後に予納金残高確認処理で残高が確認できた 利用者について電子決済システムの利用に応じた支払い を実行する。

【0006】以下、図1、図2を用いて従来のクレジッ ト方式による電子決済方法について、説明する。この電 子決済方法では、あらかじめ定める額を与信額として利 用者4に与え、与えた与信額の枠の範囲で適正な利用者 4と認証できた電子決済について決済処理を実行する。 商品サービス利用場10より利用場端末11を介して利 用者認証依頼を受け付けた電子決済システム処理部1a は、利用者4の認証処理を実行する。次に電子決済シス テム処理部1 aは認証処理の結果、適正な利用者4と認 証された利用者4の与信額およびこれまでの利用額を電 子決済システム記憶部1bより取得して、与信額残高確 認処理を実行する。次に電子決済システム処理部1aは 与信額残高確認処理の結果、与信額残高があると確認さ れた場合には電子決済システム1の利用可能である旨の 確認処理結果を利用場端末11に通知する。また同様に 電子決済システム処理部1aは与信額残高がないと確認 された場合には電子決済システム1の利用不可である旨 の確認処理結果を利用場端末11に通知する。電子決済 システム1の利用可能を通知した後、電子決済システム の利用を利用場端末11からの入金処理依頼として受け 取った電子決済システム処理部1aは、電子決済システ ムロ座19から利用場事業者口座20への振込処理とし て、金融機関ホスト処理部2aへの振込処理依頼を介し て実行する。電子決済システム口座19から利用場事業 者口座20への振込処理の結果は例えば1ヶ月など一定 期間とりまとめて、利用者口座18より電子決済システ ムロ座19への振込処理として清算がなされる。図例は 金融機関にあらかじめ利用者が設けた利用者口座18よ りの振込処理にて清算される例である。

【0007】次に、図1、図3を用いて従来のプリペイ ド方式による電子決済方法について、説明する。この電 子決済方法では、あらかじめ利用者4より予納金を徴収 し、徴収された予納金額の枠である予納金残高の範囲で 適正な利用者4と認証できた電子決済について決済処理 を実行する。この電子決済方法にはいわゆる電子マネー も含まれる。商品サービス利用場10より利用場端末1 1を介して利用者認証依頼を受け付けた電子決済システ ム処理部1aは、利用者4の認証処理を実行する。次に 電子決済システム処理部1aは認証処理の結果、適正な 利用者4と認証された利用者4の予納金残高を電子決済 システム記憶部1bより取得して、予納額残高確認処理 を実行する。次に電子決済システム処理部1aは予納額 残高確認処理の結果、予納額残高があると確認された場 合には電子決済システム1の利用可能である旨の確認処 理結果を利用場端末11に通知する。また同様に電子決 済システム処理部1aは予納額残高がないと確認された 場合には電子決済システム1の利用不可である旨の確認 処理結果を利用場端末11に通知する。電子決済システ ム1の利用可能を通知した後、電子決済システムの利用 を利用場端末11からの入金処理依頼として受け取った 電子決済システム処理部1aは、電子決済システム口座 19内部にあらかじめ設けられた利用者口座21から利 用場事業者口座20への振込処理として、金融機関ホス ト処理部2aへの振込処理依頼を介して実行する。図例 は金融機関にあらかじめ電子決済システム1が設けた電 子決済システム口座19よりの振込処理にて清算される 例である。

【0008】図4は図2に示す従来の電子決済方法にお ける利用者認証処理と与信額残高確認処理を詳細に説明 するフローチャートである。

【0009】電子決済システム処理部1aは、利用者認 証処理の依頼があるか否かを利用場端末11から受信す る信号の有無により判定する(ST1)。ない場合には 電子決済システム処理部1aは他の処理を実行して待機 する(ST2)。ある場合には利用者認証媒体6の認証 情報を利用場端末11を介して取得する(ST3)。取 得された認証情報を、あらかじめ電子決済システム1に 保管する利用者4の認証情報と照合するために、利用者 4の認証情報を電子決済システム記憶部1bより取得し (ST4)、利用者認証媒体6より取得した利用者4の 認証情報と電子決済システム記憶部1bより取得した利 用者4の認証情報を照合し(ST5)、適合するか否か を判定する(ST6)。適合しない場合には電子決済シ ステム処理部1aは利用者認証媒体6の不適合を利用場 端末11に通知し(ST8)、通知結果を電子決済シス テム記憶部1bに記憶して(ST12)、処理を終了す る。適合した場合には電子決済システム処理部1aは利 用者4の与信額残高を利用者電子決済システム記憶部1 bより取得し(ST7)、与信額残高ありか否かを判定 する(ST9)。ある場合には電子決済システム処理部 1aは電子決済システム1の利用許可を利用場端末11 に通知し(ST10)、ない場合には利用者4の与信額 残高なしを利用場端末に通知する(ST11)。通知結 果は電子決済システム記憶部1bに記憶して(ST1 2)、処理を終了する。

【0010】図5は図2に示す従来の電子決済方法にお ける電子決済システム1の内部処理を詳細に説明するフ ローチャートである。

【0011】電子決済システム処理部1aは、利用場端

末11からの電子決済システム1の利用通知があるか否 かを判定する(ST13)。ない場合には電子決済シス テム処理部1aは他の処理を実行して待機する(ST1 4)。ある場合には利用者4の利用額を利用場端末11 から取得し(ST15)、取得した今回の利用額を利用 内容とともに電子決済システム記憶部1bに記憶する

(ST16)。次に電子決済システム処理部1aは、利 用者4のこれまでの利用額累計額を電子決済システム記 憶部1bより取得し(ST17)、取得した利用額累計 額に利用場端末11から取得した今回の利用額を加算し (ST18)、加算後の利用額累計額を利用者4の新た な利用額累計額として電子決済システム記憶部1bに記 憶する(ST19)。次に電子決済システム記憶部1bに記 憶する(ST19)。次に電子決済システム記憶部1 bより取得し(ST20)、利用場端末11から取得し た今回の利用額を与信額残高を電子決済システム記憶部1 bより取得し(ST20)、利用場端末11から取得し た今回の利用額を与信額残高より減額し(ST21)、 減算後の与信額残高を新たな与信額残高として電子決済 システム記憶部1bに記憶して(ST22)、処理を終 了する。

【0.012】図6は図2に示す従来の電子決済方法にお ける電子決済処理と清算処理を詳細に説明するフローチ ャートである。

【0013】電子決済システム処理部1aは、利用額の 電子決済システム記憶部1 bへ自らが書き込んだ書き込 みがあるか否かを判定する(ST23)。ない場合には 電子決済システム処理部1 a は他の処理を実行して待機 する(ST24)。ある場合には書き込まれた利用者4 の利用額を電子決済システム記憶部1bより取得し(S T25)、電子決済システム口座19より今回の利用額 を利用場事業者口座20へ振込する振込処理を金融機関 ホスト処理部2aに依頼する(ST26)。次に電子決 済システム処理部1aは、金融機関ホスト処理部2aよ りの振込処理完了の通知があるか否かを判定して(ST 27)、ない場合には他の処理を実行して待機し(ST 28)、ある場合には利用額の振込処理完了を電子決済 システム記憶部1bに記憶する(ST29)。次に電子 決済システム処理部1 aは、一定期間経過したか否かを 判定して(ST30)、経過していない場合にはステッ プ23に戻り、経過している場合には利用者4のこれま での利用額累計額を電子決済システム記憶部1bより取 得し(ST31)、取得した利用額累計額を電子決済利 用明細記録媒体5として電子決済記録媒体出力部1dよ り出力する(ST32)。次に電子決済システム処理部 1 aは、利用者口座18より利用額累計額を電子決済シ ステム口座19へ振込する振込処理を金融機関ホスト処 理部2aに依頼し(ST33)、金融機関ホスト処理部 2 a より振込処理完了の通知があるか否かを判定して (ST34)、ない場合には他の処理を実行して待機し (ST35)、ある場合には完了した振込処理結果を電 子決済利用明細記録媒体5として電子決済記録媒体出力 部1 dより出力する(ST36)。次に電子決済システ ム処理部1 aは、電子決済システム記憶部1 bより取得 した利用額累計額から、金融ホスト処理部2 aより取得 した振込処理完了額を減算し(ST37)、減算後の利 用額累計額を利用者4の新たな利用額累計額として電子 決済システム記憶部1 bに記憶する(ST38)。次に 電子決済システム処理部1 aは、利用者4の与信額残高 を電子決済システム記憶部1 bより取得し(ST3

9)、金融ホスト処理部2aより取得した振込処理完了 額を取得した与信額残高に加算し(ST40)、加算後 の与信額残高を新たな与信額残高として電子決済システ ム記憶部1bに記憶して(ST41)、処理を終了す る。

【0014】図7は図3に示す従来の電子決済方法にお ける利用者認証処理と予納金残高確認処理を詳細に説明 するフローチャートである。

【0015】電子決済システム処理部1aは、利用者認 証処理の依頼があるか否かを利用場端末11から受信す る信号の有無により判定する(ST42)。ない場合に は電子決済システム処理部1 a は他の処理を実行して待 機する(ST43)。ある場合には利用者認証媒体6の 認証情報を利用場端末11を介して取得する(ST4 4)。取得された認証情報を、あらかじめ電子決済シス テム1に保管する利用者4の認証情報と照合するため に、利用者4の認証情報を電子決済システム記憶部1b より取得し(ST45)、利用者認証媒体6より取得し た利用者4の認証情報と電子決済システム記憶部1bよ り取得した利用者4の認証情報を照合し(ST46)、 適合するか否かを判定する(ST47)。適合しない場 合には電子決済システム処理部1aは利用者認証媒体6 の不適合を利用場端末11に通知し(ST49)、通知 結果を電子決済システム記憶部1bに記憶して(ST5 3)、処理を終了する。適合した場合には電子決済シス テム処理部1aは利用者4の予納金残高を利用者電子決 済システム記憶部1bより取得し(ST48)、予納金 残高ありか否かを判定する(ST50)。ある場合には 電子決済システム処理部1aは電子決済システム1の利 用許可を利用場端末11に通知し(ST51)、ない場 合には利用者4の予納金残高なしを利用場端末に通知す る(ST52)。通知結果は電子決済システム記憶部1 bに記憶して(ST53)、処理を終了する。

【0016】図8は図3に示す従来の電子決済方法にお ける電子決済システム1の内部処理を詳細に説明するフ ローチャートである。

【0017】電子決済システム処理部1aは、利用場端 末11からの電子決済システム1の利用通知があるか否 かを判定する(ST54)。ない場合には電子決済シス テム処理部1aは他の処理を実行して待機する(ST5 5)。ある場合には利用者4の利用額を利用場端末11 から取得し(ST56)、取得した今回の利用額を利用 内容とともに電子決済システム記憶部1bに記憶する (ST57)。次に電子決済システム処理部1aは、利 用者4のこれまでの利用額累計額を電子決済システム記 憶部1bより取得し(ST58)、取得した利用額累計 額に利用場端末11から取得した今回の利用額を加算し (ST59)、加算後の利用額累計額を利用者4の新た な利用額累計額として電子決済システム記憶部1bに記 憶する(ST60)。次に電子決済システム処理部1a は、利用者4の予納金残高を電子決済システム記憶部1 bより取得し(ST61)、利用場端末11から取得し た今回の利用額を予納金残高より減額し(ST62)、 減算後の予納金残高を新たな予納金残高として電子決済 システム記憶部1bに記憶して(ST63)、処理を終 了する。

【0018】図9は図3に示す従来の電子決済方法にお ける電子決済処理と清算処理を詳細に説明するフローチ ャートである。

【0019】電子決済システム処理部1aは、利用額の 電子決済システム記憶部1 b へ自らが書き込んだ書き込 みがあるか否かを判定する(ST64)。ない場合には 電子決済システム処理部1aは他の処理を実行して待機 する(ST65)。ある場合には書き込まれた利用者4 の利用額を電子決済システム記憶部1bより取得し(S T66)、電子決済システム口座19より今回の利用額 を利用場事業者口座20へ振込する振込処理を金融機関 ホスト処理部2aに依頼する(ST67)。次に電子決 済システム処理部1aは、金融機関ホスト処理部2aよ りの振込処理完了の通知があるか否かを判定して(ST 68)、ない場合には他の処理を実行して待機し(ST 69)、ある場合には利用額の振込処理完了を電子決済 システム記憶部1bに記憶する(ST70)。次に電子 決済システム処理部1 aは、一定期間経過したか否かを 判定して(ST71)、経過していない場合にはステッ プ64に戻り、経過している場合には利用者4のこれま での利用額累計額を電子決済システム記憶部1bより取 得し(ST72)、取得した利用額累計額を電子決済利 用明細記録媒体5として電子決済記録媒体出力部1dよ り出力して(ST73)、処理を終了する。

[0020]

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、従来の これらの電子決済方法ではそれぞれ制約があり、自由に 利用できなくなる場合があった。具体的にはクレジット 方式では与信額を使いきると利用できなくなる。またプ リペイド方式では予納金残高を使いきると利用できなく なり、利用額をあらかじめ予想して十分な額を予納する 必要があった。

【0021】そこで本発明は、前記のような問題点を解 決するものであって、入金額が負であっても機能する電 子決済方法を提供することを課題とする。

[0022]

【課題を解決するための手段】この発明は前記課題を解 決するために、所定期間を分割した期間である分割期間 ごとに電子決済口座に対する利用者よりの入金額を受付 け、所定期間の終了に応じて入金額残高の過不足額を利 用者との間で清算する電子決済方法である。

【0023】より詳しくは、所定期間を分割した期間で ある分割期間ごとに、電子決済口座に対する利用者より の入金額を受付ける入金手段と、利用者の電子決済の利 用に応じて、前記電子決済口座よりの支払いを実行する 支払手段と、入金手段が受け付けた入金額より、支払手 段が実行した支払い額を差し引いた差分を入金残高とし て算出する算出手段と、前記入金額と、前記支払い額お よび算出手段が算出した入金額残高を前記電子決済口座 に記憶する記憶手段と、所定期間の終了に応じて、前記 電子決済口座に記憶される入金額残高の過不足額を利用 者との間で清算する清算手段とで電子決済システムを構 成したことを特徴とする。

【0024】また別の発明では、前記電子決済システム の出力機能により出力される出力媒体であって、前記電 子決済システムの利用履歴を書き込んで成る出力媒体で ある。

【0025】また別の発明では、所定期間を分割した期 間である分割期間ごとに、電子決済口座に対する利用者 よりの入金額を受付け、受け付けた入金額を前記電子決 済口座に記憶し、利用者の電子決済の利用に応じて、前 記電子決済口座よりの支払いを実行し、実行した支払額 を前記電子決済口座に記憶し、所定期間の終了に応じ

て、前記電子決済口座に記憶されている入金額残高の過 不足額を利用者との間で清算する電子決済方法であるこ とを特徴とする。

【0026】ここでいうところの所定期間とは、例えば 1年間や半年間など、電子決済方法の提供者と利用者で あらかじめ取り決めた期間のことである。また所定期間 の始まりを「年度」や「半期」「四半期」に合わせてお くと、電子決済利用履歴が経費管理などの結果報告に流 用でき、処理工数が短縮されるなど便利である。

【0027】また我が国では、企業や個人商店よりの税 金が申請される税制についての管理期間が「年度」であ り、この場合の税制関連管理期間である「年度」や、こ の「年度」を均等分する「半期」や「四半期」を所定期 間にすることで、電子決済利用履歴が税金の申請に流用 できることになる。

【0028】またここでいうところの分割期間とは、例 えば1ヶ月間など、前記所定期間を分割する、電子決済 方法の提供者と利用者であらかじめ取り決めた期間のこ とである。また分割期間を前記所定期間を等分に分割す る期間にすることにより、利用者は電子決済口座に対す る入金処理を、一定期間ごとに繰り返すこととなり、入 金処理をルーチン処理とすることができる。

【0029】また前記分割期間ごとの入金額を一定額と

することで、利用者にとって用意する入金額が確定され る。入金額が確定されることは、入金額として用意する 資金調達が所定期間の開始前に計画できるというメリッ トを利用者にもたらす。

【0030】また前記分割期間ごとの入金額を、電子決 済方法の提供者があらかじめ用意するメニュに応じて決 定することで、電子決済サービスを商品パッケージと同 様に扱うことができるというメリットを利用者にもたら す。

【0031】また所定期間もしくは分割期間の電子決済 方法の利用実績を、次の所定期間もしくは分割期間に反 映することで、分割期間終了時の電子決済口座に残る入 金額残高が多く残ることも負になることも少なくなり、 効率的運用することができる。

[0032]

【発明の実施の形態】以下、本発明の実施形態について 図を参照しながら説明する。

【0033】図1は従来技術の説明の際、簡単に説明し たが、本発明の実施形態においても使用するので、本発 明の実施形態に合わせて説明する。

【0034】図1は電子決済システム1を含む電子決済 方法の全体ブロック図を示している。

【0035】電子決済システム1の利用者4は、商品サ ービス利用場10において商品・サービス7を受け取る 際の決済に電子決済システム1を利用する。商品サービ ス利用場10とは、利用者4が商品を購入したり、サー ビスを受けたりする「場(場所)」のことであり、例え ばいわゆる小売り店舗などのことである。まず利用者4 は利用者認証媒体6を用いて、商品サービス利用場10 に設置されている利用場端末11にて電子決済システム 1にアクセスする。利用者認証媒体6とは、電子決済シ ステム1を利用する利用者4が適正な利用者4かを認証 するためのツールであり、例えば電子情報を保持するI Cカードや磁気カードなどのことである。利用場端末1 1は、利用者認証媒体6を読み取る媒体読み取り手段お よび、利用者4が入力するパスワードの入力手段を備え ている。なお利用者認証媒体6には、利用者認証コード および利用場端末11に入力されたパスワードを照合す るための情報が記録されている。

【0036】電子決済システム1は、利用者認証媒体6 から取得される情報と、利用場端末11を介して利用者 4より取得されるパスワードに基づいて、適正な利用者 4であると判定できた場合に電子決済処理を実行する。 電子決済システム1の利用履歴は電子決済システム記憶 部1bに蓄積され、一定期間経過した後に電子決済記録 媒体出力部1dより出力される電子決済利用明細記録媒 体5にて利用者4に伝達される。電子決済利用明細記録 媒体5に記載される電子決済利用の対価を、利用者4は 利用料9として電子決済システム1に支払う。利用者4 が利用料9を支払う方法には、金融機関営業店舗12の 無人端末であるATM(自動振込支払い機)13もしく は有人の窓口業務による窓口業務端末14のいずれか一 方を用いて、金融機関ホストサーバ2を経由して利用料 9を電子決済システム1に支払う方法がある。また振込 端末設置店舗15に設置される各種の振込端末16を用 いて振込端末設置機関ホストを経由して利用料9を電子 決済システム1に支払う支払い方法もある。金融機関営 業店舗12における金融機関とは例えばいわゆる銀行の ことであり、その営業店舗とは利用者4が足を運ぶこと ができるいわゆる支店本店のことであり、窓口業務とは 利用者4が接することのできる機能窓口のことである。 金融機関ホストサーバ2とは、利用者4が直接接するこ とのできない金融機関の機能中枢のことである。振込端 末設置店舗15とは、金融機関ホストサーバ2を持つ金 融機関以外の他系列の金融機関を含む、いわゆる振込処 理ができる振込端末16を設置している店舗のことであ るが、電子決済システム1と間接的にでも接続可能な振 込端末16を設置していればよく、例えば郵便局やいわ ゆるコンビニエンスストアなども含む。振込端末設置機 関ホスト3とは、振込端末設置店舗15に対応するホス トサーバのことである。また利用者4が有する例えばバ ソコンや携帯電話およびファクシミリなどの利用者端末 8を用いて、ネットワークを介した金融機関の口座引き 落としによる支払い処理をする方法もある。電子決済利 用明細記録媒体5は、例えば書面などの紙媒体や電子情 報などの電子媒体である。電子決済利用明細記録媒体5 の利用者4への伝達を目的とした送付には、紙媒体の場 合には例えば記録媒体である印刷物を封筒などに入れて 郵送する方法、はがきに直接印字する方法、および利用 者4の持つファクシミリに出力させる方法がある。電子 媒体の場合には例えば電子メールを用いて利用者4の持 つパソコンや携帯電話などの端末に電送する方法があ る。なおこの電子決済利用明細記録媒体5は、いわゆる 請求書としての機能を持ち合わせることが一般的であ З.

【0037】金融機関ホストサーバ2の内に電子決済シ ステム1の機能を保有してもよい。また電子決済システ ム1の内に金融機関ホストサーバの機能を保有してもよ い。

【0038】図10は本発明の電子決済方法の第1実施 形態を示す概念図である。

【0039】利用者4は電子決済システム1の管理下に ある利用者口座21に対し、税制に関連づけられた管理 期間である税制関連管理期間を分割した税制関連分割期 間ごとに、あらかじめ定める額を入金する。ここでいう ところの利用者4とは個人であることも法人であること もある。利用者4が法人である場合、入金を実施する利 用者4は法人そのものであるが、実際は法人名義で入金 を実施する法人組織内の出納部門であることが多い。ま たこの場合、電子決済システム1を利用する利用者4は

法人を構成する内部組織、正確には内部組織を構成する 構成員である人であることが多い。具体的には例えば法 人を会社とするならば、内部組織は事業部、部、課、 係、グループなどとなる。よって法人という組織体の概 念を、内部組織もしくはその人的構成員で構成されるも のと定義づけすれば、利用者を個人から法人へ概念拡張 しても、その両者を同一のものとして扱えるため矛盾は なく、説明上の問題はない。税制関連管理期間とは、例 えば税額の決算をする年度のことであり、税制関連分割 期間とは、例えば予算管理をするために利便性のある1 ヶ月のことである。なお税制関連管理期間に限定される ことはなく、所定期間としてもよい。また税制関連分割 期間は同様に所定期間を分割する分割期間としてもよ い。あらかじめ定める額とはあらかじめ利用者4と電子 決済システム1との間にて定める取り決めに基づく額の ことで、一定額であっても、利用度に応じて変動する額 であってもよい。利用者4が利用場10a、10b、1 ○ c で利用した商品・サービス7の対価として利用者口 座21より利用場に対し、対価が支払われる。電子決済 システム1からは税制関連管理期間および税制関連分割 期間の終了時に、利用者4に対し、電子決済システム1 の利用履歴が必要に応じて出力媒体22として出力され る。この出力媒体5 a は図1の電子決済利用明細記録媒

体5に相当し、利用者4の必要に応じて分類集計処理が 施されたものであるとよい。電子決済システム1によっ て管理される利用者口座21は、税制関連管理期間終了 で清算処理される。

【0040】図11は図1の全体ブロック図に対応す る、本発明の電子決済方法の第1の実施形態の構成を示 す部分ブロック図である。

【0041】この電子決済方法では、利用者4より税制 関連分割期間ごとにあらかじめ定める額を徴収し、税制 関連管理期間終了時に入金額の過不足を利用者4との間 で清算する。徴収された金額の枠の範囲でしか電子決済 システム1の利用を認めるものではなく、入金額が負で あっても機能する特徴を持つ。商品サービス利用場10 より利用場端末11を介して利用者認証依頼を受け付け た電子決済システム処理部1 aは、利用者4の認証処理 を実行する。次に電子決済システム処理部1 a は認証処 理の結果、適正な利用者4と認証された利用者4には電 子決済システム1の利用可能である旨の確認処理結果を 利用場端末11に通知する。電子決済システム1の利用 可能を通知した後、電子決済システムの利用を利用場端 末11からの入金処理依頼として受け取った電子決済シ ステム処理部1aは、電子決済システム口座19内部に あらかじめ設けられた利用者口座21から利用場事業者 口座20への振込処理として、金融機関ホスト処理部2 aへの振込処理依頼を介して実行する。 図例は金融機関 にあらかじめ電子決済システム1が設けた電子決済シス テム口座19よりの振込処理にて清算される例である。

利用者4の利用額はまず電子決済システム口座19内の 利用者口座21に入金額残高があれば、利用者口座21 内より利用場事業者口座20へ振込処理されるが、足ら なければ電子決済システム口座19より補填される。こ の補填額は次の税制関連分割期間の入金額の一部と相殺 される。もしくは税制関連管理期間終了時に精算され

る。利用者4よりの入金処理は、利用者4より電子決済 システム口座19へ直接入金処理されても、別の利用者 口座18に一旦入金処理されてから振込処理によって間 接的に入金されてもよい。一般に電子決済システム1の 利用料は利用額や利用回数に応じて算出されるものであ るが、例えば電子決済システム口座19内の利用者口座 21の入金額残高に応じて算出されてもよく、利用額や 利用回数に入金額残高を加味して算出されてもよい。電 子決済システム1の機能は金融機関内に、より詳しくは 金融機関ホストサーバ内に保有してもよい。また電子決 済システム1の内に金融機関の機能を保有してもよい。 【0042】図12は図10に示す本発明の電子決済方 法の第1の実施形態のうち、利用者認証処理を詳細に説

明するフローチャートである。

【0043】電子決済システム処理部1aは、利用者認 証処理の依頼があるか否かを利用場端末11から受信す る信号の有無により判定する(ST74)。ない場合に は電子決済システム処理部1aは他の処理を実行して待 機する(ST75)。ある場合には利用者認証媒体6の 認証情報を利用場端末11からの入力により取得する

(ST76)。入力された認証情報を照合するために、 利用者4の認証情報を電子決済システム記憶部1bより 取得し(ST77)、利用者認証媒体6より取得した利 用者4の認証情報と電子決済システム記憶部1bより取 得した利用者4の認証情報を照合し(ST78)、適合 するか否かを判定する(ST79)。適合する場合には 電子決済システム処理部1aは電子決済システム1の利 用許可を利用場端末11に通知し(ST80)、適合し ない場合には利用者認証媒体6の不適合を利用場端末1 1に通知し(ST81)、それぞれの通知結果を電子決 済システム記憶部1bに記憶して(ST82)、処理を 終了する。

【0044】図13は図10に示す本発明の電子決済方 法の第1の実施形態のうち、電子決済システム1の内部 処理を詳細に説明するフローチャートである。

【0045】電子決済システム処理部1aは、利用場端 末11からの電子決済システム1の利用通知があるか否 かを判定する(ST83)。ない場合には電子決済シス テム処理部1aは他の処理を実行して待機する(ST8 4)。ある場合には利用者4の利用額を利用場端末11 から取得し(ST85)、取得した今回の利用額を利用 内容とともに電子決済システム記憶部1bに記憶する (ST86)。次に電子決済システム処理部1aは、利 用者4のこれまでの利用額累計額を電子決済システム記 憶部1bより取得し(ST87)、取得した利用額累計 額に利用場端末11から取得した今回の利用額を加算し (ST88)、加算後の利用額累計額を利用者4の新た な利用額累計額として電子決済システム記憶部1bに記 憶する(ST89)。次に電子決済システム処理部1a は、利用者4の入金額残高を電子決済システム記憶部1 bより取得し(ST90)、利用場端末11から取得し た今回の利用額を入金額残高より減額し(ST91)、 減算後の入金額残高を新たな入金額残高として電子決済 システム記憶部1bに記憶して(ST92)、処理を終 了する。ここでいうところの利用内容情報とは、例えば 利用日時、利用対象、利用対象を分類する利用項目や利 用分類、例えば利用場所名や利用場分類から成る利用場 情報などである。この利用内容情報はなくともよいが、 ある場合には都度の利用の記録として単なる利用額だけ でなく、利用内容情報を付加して記憶することにより後 の処理がしやすくなったり情報活用しやすくなったりす るというメリットがある。

【0046】図14および図15は図10に示す本発明 の電子決済方法の第1の実施形態のうち、電子決済処理 と清算処理を詳細に説明するフローチャートである。

【0047】電子決済システム処理部1aは、利用額の 電子決済システム記憶部1 bへ自らが書き込んだ書き込 みがあるか否かを判定する(ST93)。ない場合には 電子決済システム処理部1aは他の処理を実行して待機 する(ST94)。ある場合には書き込まれた利用者4 の利用額を電子決済システム記憶部1bより取得し(S T95)、電子決済システム口座19より今回の利用額 を利用場事業者口座20へ振込する振込処理を金融機関 ホスト処理部2aに依頼する(ST96)。次に電子決 済システム処理部1aは、金融機関ホスト処理部2aよ りの振込処理完了の通知があるか否かを判定して(ST 97)、ない場合には他の処理を実行して待機し(ST 98)、ある場合には利用額の振込処理完了を電子決済 システム記憶部1bに記憶する(ST99)。次に電子 決済システム処理部1aは、税制関連管理期間が経過し たか否かを判定して(ST100)、経過していない場 合にはさらに税制関連分割期間が経過したか否かを判定 して(ST102)、分割期間が経過していない場合に はステップ93に戻り、分割期間が経過した場合には利 用者口座18より電子決済システム口座19へあらかじ め定める額を振込する振込処理を金融機関ホスト処理部 2aに依頼する(ST107)。次に電子決済システム 処理部1aは、金融機関ホスト処理部2aより振込処理 完了の通知があるか否かを判定して(ST108)、な い場合には他の処理を実行して待機し(ST109)、 ある場合には利用者口座18より振込処理された入金額 を、電子決済システム口座19内の利用者口座21に残 るこれまでの入金額に加算し(ST110)、加算後の 入金額を新たな利用者口座21の入金額として電子決済 システム記憶部1bに記憶する(ST111)。次に電 子決済システム処理部1aは、利用者4の電子決済シス テム1のこれまでの利用内容を示す利用内容情報を電子 決済システム記憶部1bより取得し(ST112)、取 得した利用内容情報および入金処理結果を電子決済利用 明細記録媒体5として電子決済記録媒体出力部1dより 出力して(ST113)、ステップ93に戻る。またス テップ100で税制関連管理期間が経過した場合には、 電子決済システム処理部1aは、利用者4の入金額残高

を電子決済システム記憶部1bより取得し(ST10 1)、電子決済システム口座19内の利用者口座21に 残る入金額残高がプラスかマイナスかを判定して(ST 103)、プラスの場合には返金清算処理を実行し(S T104)、マイナスの場合には回収清算処理を実行し (ST105)、実行した処理結果を電子決済利用明細 記録媒体5として電子決済記録媒体出力部1dより出力 して(ST106)、処理を終了する。

【0048】図16は図14に示す電子決済処理と清算 処理を詳細に説明するフローチャートのうち、返金精算 処理を説明するフローチャートである。

【0049】電子決済システム処理部1aは、ステップ 101で得られた入金額残高を電子決済システム口座1 9より利用者口座18へ振込する振込処理を金融機関ホ スト処理部2bに依頼して(ST114)、金融機関ホ スト処理部2bより振込処理完了の通知があるか否かを 判定する(ST115)。ない場合には電子決済システ ム処理部1aは他の処理を実行して待機する(ST11 6)。ある場合には利用者口座18への振込処理完了を 電子決済システム記憶部1bに記憶する(ST11

7)。次に電子決済システム処理部1aは、利用者4の これまでの利用内容情報を電子決済システム記憶部1b より取得し(ST118)、利用者4の利用履歴を利用 内容情報に応じて分類集計し(ST119)、分類集計 された利用者4の利用履歴を電子決済システム記憶部1 bに記憶し(ST120)、分類集計した利用履歴およ び返金処理結果を電子決済利用明細記録媒体5として電 子決済記録媒体出力部1dより出力して(ST12

1)、処理を終了する。

【0050】図17は図14に示す電子決済処理と清算 処理を詳細に説明するフローチャートのうち、回収精算 処理を説明するフローチャートである。

【0051】電子決済システム処理部1aは、ステップ 101で得られた入金額残高を電子決済利用明細記録媒 体5として電子決済記録媒体出力部1dより出力し(S T122)、入金額残高を利用者口座18より電子決済 システム口座19へ振込する振込処理を金融機関ホスト 処理部2bに依頼して(ST123)、金融機関ホスト 処理部2bより振込処理完了の通知があるか否かを判定 する(ST124)。ない場合には電子決済システム処 理部1aは他の処理を実行して待機する(ST12 5)。ある場合には電子決済システム口座19への振込 処理完了を電子決済システム記憶部1bに記憶する(S T126)。次に電子決済システム処理部1aは、利用 者4のこれまでの利用内容情報を電子決済システム記憶 部1bより取得し(ST127)、利用者4の利用履歴 を利用内容情報に応じて分類集計し(ST128)、分 類集計された利用者4の利用履歴を電子決済システム記 憶部1bに記憶し(ST129)、分類集計した利用履 歴および回収処理結果を電子決済利用明細記録媒体5と して電子決済記録媒体出力部1dより出力して(ST1 30)、処理を終了する。

【0052】図18は図10に示す本発明の電子決済シ ステム22を構成するコンピュータのハードブロック図 の一例である。

【0053】電子決済システム22は電子決済システム 処理部1aの主体となる演算装置23と、この処理部で 実行するプログラムを保管する処理部プログラムメモリ 24などのメモリと、電子決算処理に関わるデータを保 管するデータベースメモリ31と、システムの操作者と の間でやりとりをするマンマシン入力手段26およびマ ンマシン出力部28と、電子決済処理結果を利用者4に 伝達するための記録媒体出力手段32とを主体とする。

【0054】演算装置23はCPUで構成されることが 一般的である。マンマシン入力手段26は入力手段1/ F(インタフェース)部27を介して演算装置23のバ スに接続される。同様にマンマシン出力手段28は出力 手段I/F部29を介して、記録媒体出力手段32は記 録媒体出力手段 I/F部33を介して、ネットワークは 通信I/F部34を介して、それぞれ演算装置23のバ スに接続される。また電子決済システム22は、マンマ シン出力手段28のひとつである表示部に表示する画面 データを保管する画面データメモリ30と、処理部プロ グラムの実行エリアであるプログラム実行部メモリ25 とをメモリとして持つ。さらに具体的にはマンマシン入 力手段26はシステムの操作者が入力するための手段の ことで、例えばキーボード、テンキー、マウス、ファン クションスイッチを含むスイッチ、音声入力用マイクな ど操作者の入力がシステムに伝達されるものならばその 種類は問わない。同様にマンマシン出力部28はシステ ムの操作者に情報を出力するための手段のことで、例え ば表示部であるディスプレイ、ランプ、音声出力用スピ ーカ、プリンタなど操作者への出力がシステムより伝達 されるものならばその種類は問わない。入出力手段のこ れらのハードウエアを接続する場合には I/F部が必要 で、ノイズ除去や同期処理を実行している。

【0055】ネットワークとはいわゆる通信手段のこと で、システム間の接続に応じて適したものを選択すれば よい。

【0056】なおマンマシン入出力手段は独立し、シス テムに対して入出力端末を形成してもよく、複数の入出 カ端末がシステムに接続されてもよい。またデータベー スメモリ31は電子決済システム記憶部1bに相当する メモリであり、メモリ容量を十分確保するためにはスト レージとして独立して存在してもよい。

【0057】図19は本発明の電子決済利用明細記録媒体5の処理日ごとに記載された場合の記載例を示す図である。

【0058】入金項目分類は入金額を項目ごとに分類す るための科目で、例えばあらかじめ定められる英数文字 の分類コードで記載される。また利用場分類、利用項目 分類、利用者分類は、どこで、どのように、誰が電子決 済システム1を利用したかを示すものであり、同様に例 えばあらかじめ定められる英数文字の分類コードで記載 される。なおここでいうところの利用者分類は、例えば 利用者4が法人などの団体である場合に活用される欄で あり、いわゆる利用者4内の小分類に相当する。入金額 残高は電子決済システム1内の利用者口座21における 口座残高であり、図14で説明する入金額残高と同意で ある。備考欄は個々の電子決済処理に応じたメッセージ などを記載する、いわゆる通信欄である。

【0059】図20は電子決済利用明細記録媒体5の利 用場分類ごとに分類集計されて記載された場合の記載例 を示す図である。

【0060】図例では利用場分類を大項目に、利用項目 分類を中項目にしている。中項目以下の分類には、電子 決済利用明細記録媒体5の利用目的および用途などによ って、電子決済システムの利用結果が適宜分類集計され る。この利用場ごとの分類集計は、利用場ごとに着目し てどのように使われたかを知るためのものであり、例え ば利用者4における会計上の処理に有効である。

【0061】図21は電子決済利用明細記録媒体5の利 用項目分類ごとに分類集計されて記載された場合の記載 例を示す図である。

【0062】図例では利用項目分類を大項目に、利用者 分類を中項目にしている。中項目以下の分類には、電子 決済利用明細記録媒体5の利用目的および用途などによって、電子決済システムの利用相果が適宜分類集計され る。この利用項目ごとの分類集計は、利用項目ごとに着 目してどのように使われたかを知るためのものであり、 例えば利用者4における確定申告などの税制上の処理に 有効である。

【0063】図22は本発明の電子決済方法の第2実施 形態を示す概念図である。

【0064】以下、第1実施例との相異点のみを説明する。

【0065】利用者4は電子決済システム1の管理下に ある利用者口座21に対し、税制に関連づけられた管理 期間である税制関連管理期間を分割した税制関連分割期 間ごとに、あらかじめ定める一定額を入金する。入金額 を一定額とすることで利用者4は税制関連管理期間の終 了時の清算処理以外は一定金額の入金で済み、資金調達 などの計画が立てやすく、入金する側にとってもされる 側にとっても入金額のチェック処理の簡素となり手間を 省くことができる。ここでは、入金額の過不足を精算す る所定期間として、税制関連管理期間を採用している が、半年あるいは2年もしくは3年というように都合に 応じて所定期間を任意に定めてもよい。

【0066】図23および図24は図22に示す本発明 の電子決済方法の第2の実施形態のうち、電子決済処理 と清算処理を詳細に説明するフローチャートである。

【0067】電子決済システム処理部1aは、利用額の 電子決済システム記憶部1bへの書き込みがあるか否か を判定する(ST131)。ない場合には電子決済シス テム処理部1aは他の処理を実行して待機する(ST1 32)。ある場合には書き込まれた利用者4の利用額を 電子決済システム記憶部1bより取得し(ST13

3)、電子決済システム口座19より今回の利用額を利 用場事業者口座20へ振込する振込処理を金融機関ホス ト処理部2aに依頼する(ST134)。次に電子決済 システム処理部1aは、金融機関ホスト処理部2aより の振込処理完了の通知がありか否かを判定して(ST1) 35)、ない場合には他の処理を実行して待機し(ST 136)、ある場合には利用額の振込処理完了を電子決 済システム記憶部1bに記憶する(ST137)。次に 電子決済システム処理部1aは、税制関連管理期間が経 過したか否かを判定して(ST138)、経過していな い場合にはさらに税制関連分割期間が経過したか否かを 判定して(ST140)、分割期間が経過していない場 合にはステップ131に戻り、分割期間が経過した場合 には利用者口座18より電子決済システム口座19へあ らかじめ定める一定額を振込する振込処理を金融機関ホ スト処理部2aに依頼する(ST145)。次に電子決 済システム処理部1aは、金融機関ホスト処理部2aよ り振込処理完了の通知があるか否かを判定して(ST1) 46)、ない場合には他の処理を実行して待機し(ST 147)、ある場合には利用者口座18より振込処理さ れた入金額を、電子決済システム口座19内の利用者口 座21に残るこれまでの入金額に加算し(ST14

8)、加算後の入金額を新たな利用者口座21の入金額 として電子決済システム記憶部1bに記憶する(ST1 49)。次に電子決済システム記憶部1bに記憶する(ST1 49)。次に電子決済システム処理部1aは、利用者4 の電子決済システム1のこれまでの利用内容を示す利用 内容情報を電子決済システム記憶部1bより取得し(S T150)、取得した利用内容情報および入金処理結果 を電子決済利用明細記録媒体5として電子決済記録媒体 出力部1dより出力して(ST151)、ステップ13 1に戻る。またステップ138で税制関連管理期間が経 過した場合には、電子決済システム処理部1aは、利用 者4の入金額残高を電子決済システム記憶部1bより取 得し(ST139)、電子決済システム口座19内の利 用者口座21に残る入金額残高がプラスかマイナスかを 判定して(ST141)、プラスの場合には返金清算処 理を実行し(ST142)、マイナスの場合には回収清 算処理を実行し(ST143)、実行した処理結果を電 子決済利用明細記録媒体5として電子決済記録媒体出力 部1dより出力して(ST144)、処理を終了する。

【0068】図25は本発明の電子決済方法の第3実施 形態を示す概念図である。

【0069】以下、第1実施例との相異点のみを説明する。

【0070】利用者4は電子決済システム1の管理下に ある利用者口座21に対し、税制に関連づけられた管理 期間である税制関連管理期間を分割した税制関連分割期 間ごとに、利用メニュ35の選択に基づく額を入金す

る。利用者4の選択範囲をメニュ化することにより、こ の電子決済方法によるサービスを商品パッケージとして 扱うことができる利点がある。なおここでは税制関連管 理期間に限定されることなく、所定期間としてもよい。 また税制関連分割期間は同様に所定期間を分割する分割 期間としてもよい。

【0071】図26は図25に示す本発明の電子決済方 法の第3の実施形態のうち、利用メニュ選択による税制 関連分割期間ごとの入金額の決定処理を詳細に説明する フローチャートである。

【0072】電子決済システム処理部1aは、利用者4 の選択による利用メニュ35の入力があるか否かを判定 する(ST152)。ない場合には電子決済システム処 理部1aは他の処理を実行して待機する(ST15 3)。ある場合には利用メニュ35に基づく入金額算出 基準を電子決済システム記憶部1bより取得する(ST 154)。電子決済システム処理部1aは取得された入

金額算出基準により入金額を算出し(ST155)、算 出された入金額を利用者4が税制関連分割期間ごとに入 金する額として記録媒体出力手段に出力し(ST15 6)、算出結果を電子決済システム記憶部1bに記憶し て(ST157)、処理を終了する。

【0073】図27および図28は図25に示す本発明 の電子決済方法の第3の実施形態のうち、電子決済処理 と清算処理を詳細に説明するフローチャートである。

【0074】電子決済システム処理部1aは、利用額の 電子決済システム記憶部1bへの書き込みがあるか否か を判定する(ST158)。ない場合には電子決済シス テム処理部1aは他の処理を実行して待機する(ST1 59)。ある場合には書き込まれた利用者4の利用額を 電子決済システム記憶部1bより取得し(ST16

0)、電子決済システム口座19より今回の利用額を利 用場事業者口座20へ振込する振込処理を金融機関ホス ト処理部2aに依頼する(ST161)。次に電子決済 システム処理部1aは、金融機関ホスト処理部2aより の振込処理完了の通知がありか否かを判定して(ST1 62)、ない場合には他の処理を実行して待機し(ST 163)、ある場合には利用額の振込処理完了を電子決 済システム記憶部1bに記憶する(ST164)。次に 電子決済システム処理部1aは、税制関連管理期間が経 過したか否かを判定して(ST165)、経過していな い場合にはさらに税制関連分割期間が経過したか否かを 判定して(ST167)、分割期間が経過していない場 合にはステップ158に戻り、分割期間が経過した場合 には利用者口座18より電子決済システム口座19へあ らかじめ利用メニュ35に定める額を振込する振込処理 を金融機関ホスト処理部2aに依頼する(ST17 2)。次に電子決済システム処理部1aは、金融機関ホ スト処理部2aより振込処理完了の通知があるか否かを 判定して(ST173)、ない場合には他の処理を実行 して待機し(ST174)、ある場合には利用者口座1 8より振込処理された入金額を、電子決済システム口座 19内の利用者口座21に残るこれまでの入金額に加算 し(ST175)、加算後の入金額を新たな利用者口座 21の入金額として電子決済システム記憶部1bに記憶 する(ST176)。次に電子決済システム処理部1a は、利用者4の電子決済システム1のこれまでの利用内 容を示す利用内容情報を電子決済システム記憶部1bよ り取得し(ST177)、取得した利用内容情報および 入金処理結果を電子決済利用明細記録媒体5として電子 決済記録媒体出力部1 dより出力して(ST178)、

ステップ158に戻る。またステップ165で税制関連 管理期間が経過した場合には、電子決済システム処理部 1 aは、利用者4の入金額残高を電子決済システム記憶 部1bより取得し(ST166)、電子決済システム記憶 部1bより取得し(ST166)、電子決済システム口 座19内の利用者口座21に残る入金額残高がプラスか マイナスかを判定して(ST168)、プラスの場合に は返金清算処理を実行し(ST169)、マイナスの場 合には回収清算処理を実行し(ST170)、実行した 処理結果を電子決済利用明細記録媒体5として電子決済 記録媒体出力部1dより出力して(ST171)、処理 を終了する。

【0075】図29は本発明の電子決済方法の第4実施 形態を示す概念図である。

【0076】以下、第1実施例との相異点のみを説明する。

【0077】利用者4は電子決済システム1の管理下に ある利用者口座21に対し、税制に関連づけられた管理 期間である税制関連管理期間を分割した税制関連分割期 間ごとに、利用実績を反映した額を入金する。利用者4 の利用度合が次の税制関連管理期間もしくは税制関連分 割期間に反映することにより、この電子決済方法による サービスの効率を向上させた運用ができる利点がある。 なおここでは税制関連管理期間に限定されることなく、 所定期間としてもよい。また税制関連分割期間は同様に 所定期間を分割する分割期間としてもよい。 【0078】図30は図29に示す本発明の電子決済方 法の第4の実施形態のうち、利用実績を反映させた税制 関連分割期間ごとの入金額の決定処理を詳細に説明する フローチャートである。

【0079】電子決済システム処理部1aは、利用実績 の取得があるか否かを判定する(ST179)。ない場 合には電子決済システム処理部1aは他の処理を実行し て待機する(ST180)。ある場合には利用実績に基 づく入金額算出基準を電子決済システム記憶部1bより 取得する(ST181)。電子決済システム処理部1a は取得された入金額算出基準により入金額を算出し(S T182)、算出された入金額を利用者4が税制関連分 割期間ごとに入金する額として記録媒体出力手段に出力 し(ST183)、算出結果を電子決済システム記憶部 1bに記憶して(ST184)、処理を終了する。

[0080]

【発明の効果】以上のように、この発明では、所定期間 を分割する分割期間ごとに利用者からの入金額を電子決 済口座に受付け、電子決済処理の結果生じた差額を所定 期間の終了時に清算する電子決済方法とした。このた

め、入金額残高が負の状態でも機能し、利用者にとって いわゆる財布の代わりとなる電子決済サービスが提供で きる。また電子決済口座が所定期間で清算されることに より、所定期間内の利用結果を利用者に提供できる。所 定期間が税制に関連付けられた、例えば年度などの税制 関連管理期間である場合には、利用者が所望する形式に 分類集計した利用結果は、例えば確定申告などの税制処 理に活用できる。

【図面の簡単な説明】

【図1】電子決済方法の全体ブロック図である。

【図2】従来の電子決済方法の部分ブロック図である。

【図3】従来の電子決済方法の部分ブロック図である。

【図4】従来の電子決済方法を詳細に説明するフローチ ャートである。

【図5】従来の電子決済方法を詳細に説明するフローチ ャートである。

【図6】従来の電子決済方法を詳細に説明するフローチ ャートである。

【図7】従来の電子決済方法を詳細に説明するフローチ ャートである。

【図8】従来の電子決済方法を詳細に説明するフローチ ャートである。

【図9】従来の電子決済方法を詳細に説明するフローチ ャートである。

【図10】本発明の電子決済方法の第1実施形態を示す 概念図である。 【図11】本発明の電子決済方法のを示す部分ブロック 図である。

【図12】本発明の第1実施形態を詳細に説明するフロ ーチャートである。

【図13】本発明の第1実施形態を詳細に説明するフロ ーチャートである。

【図14】本発明の第1実施形態を詳細に説明するフロ ーチャートである。

【図15】本発明の第1実施形態を詳細に説明するフロ ーチャートである。

【図16】返金精算処理を説明するフローチャートである。

【図17】回収精算処理を説明するフローチャートである。

【図18】コンピュータのハードブロック図である。

【図19】電子決済利用明細記録媒体の記載例を示す図 である。

【図20】電子決済利用明細記録媒体の記載例を示す図 である。

【図21】電子決済利用明細記録媒体の記載例を示す図 である。

【図22】本発明の電子決済方法の第2実施形態を示す 概念図である。

【図23】本発明の第2実施形態を詳細に説明するフロ ーチャートである。

【図24】本発明の第2実施形態を詳細に説明するフロ ーチャートである。

【図25】本発明の電子決済方法の第3実施形態を示す 概念図である。

【図26】本発明の第3実施形態を詳細に説明するフロ ーチャートである。

【図27】本発明の第3実施形態を詳細に説明するフロ ーチャートである。

【図28】本発明の第3実施形態を詳細に説明するフロ ーチャートである。

【図29】本発明の電子決済方法の第4実施形態を示す 概念図である。

【図30】本発明の第4実施形態を詳細に説明するフロ ーチャートである。

【符号の説明】

1 電子決済システム

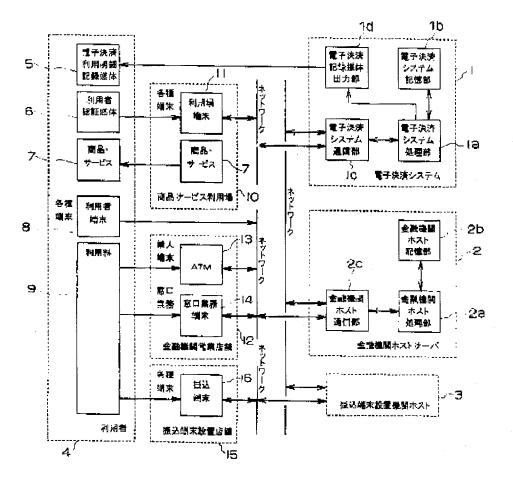
5 電子決済利用明細記録媒体

18 利用者口座

19 電子決済システム口座

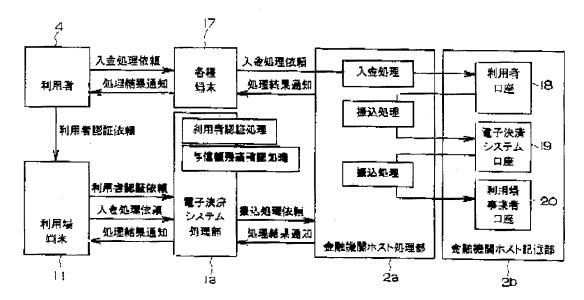
21 電子決済システム口座内の利用者口座

月するフローチ 一チ 【符

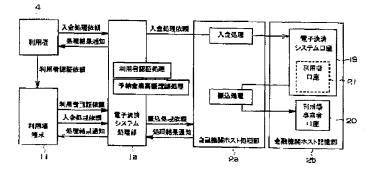


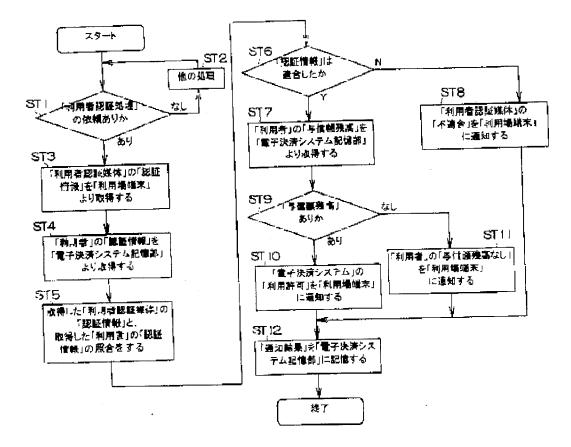
【図1】

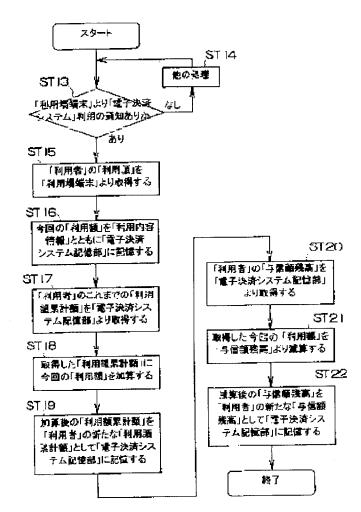






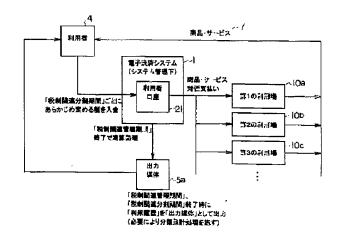




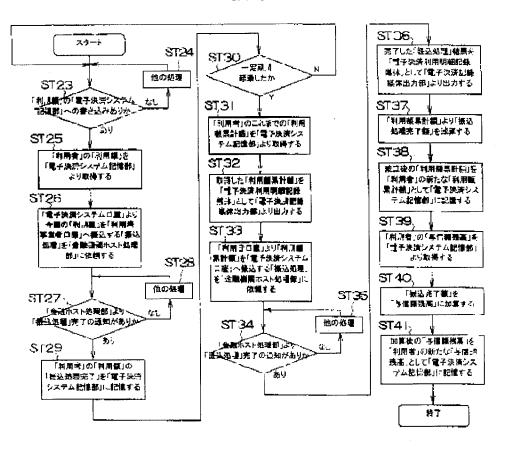


【図5】



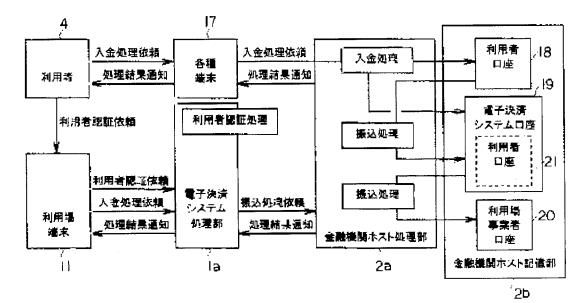


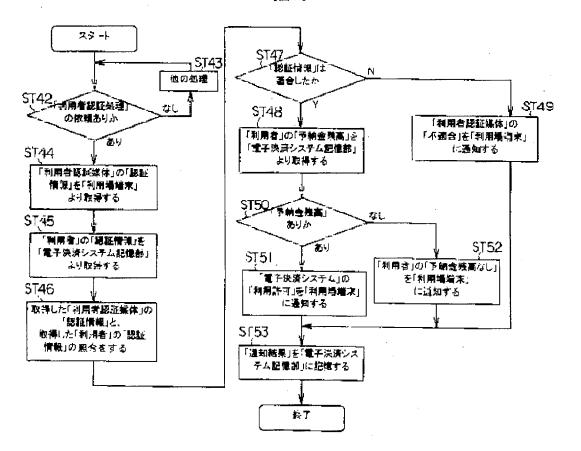
(15))02-133335(P2002-133335A)



【図6】

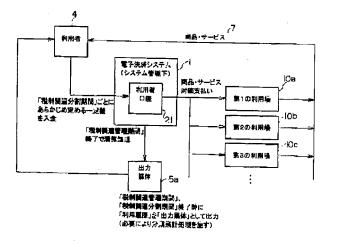
【図11】





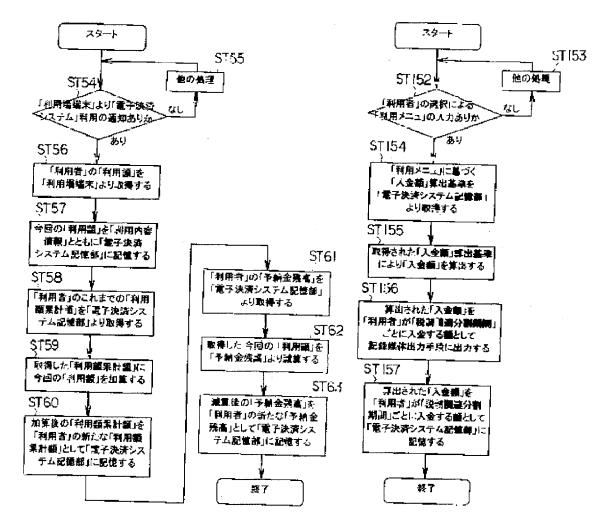
【図7】

【図22】

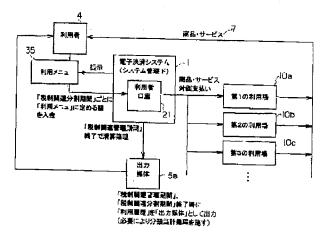




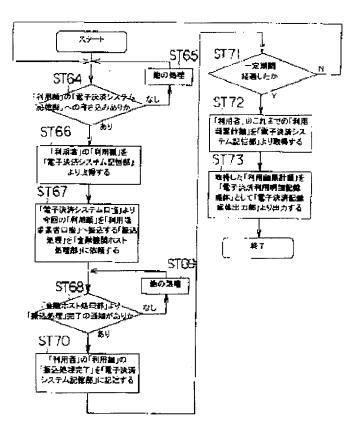




【図25】

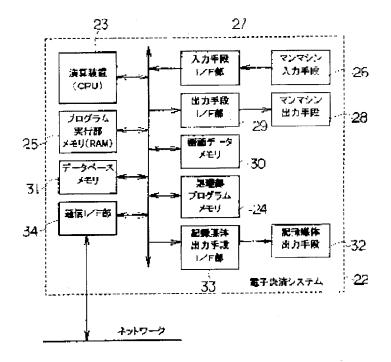


(118))02-133335(P2002-133335A)



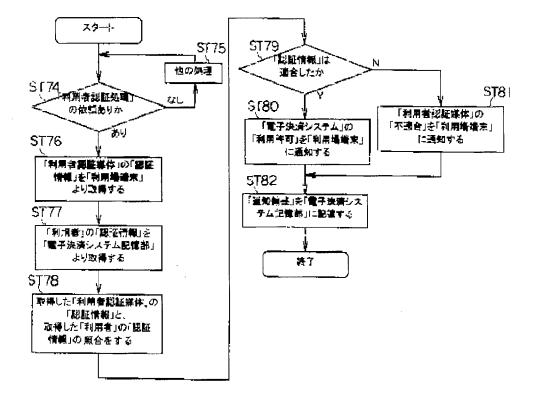
【図9】

【図18】



(19))02-133335(P2002-133335A)

【図12】

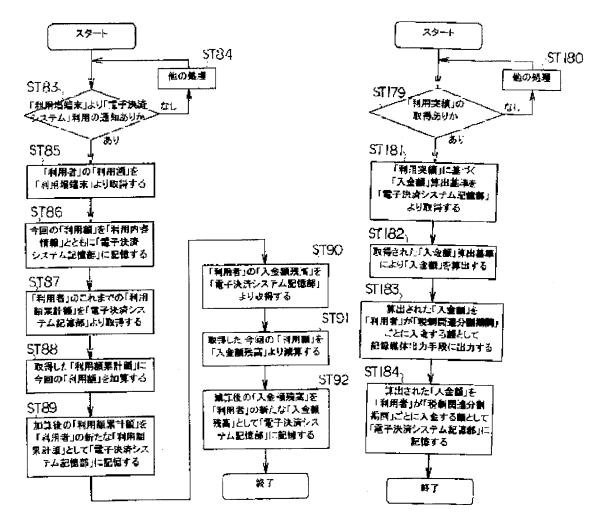


【図2	0]
-----	---	---

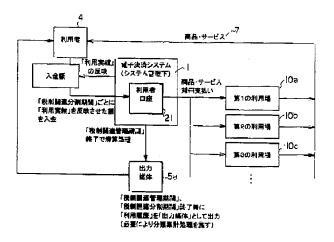
用場分類	処理日	利用項目分類	利用者分類	利用金額	備考
₩₩₩₩₩₩₩₩	YYYY,MM,00	D∯F₩₩	*CTURE-SCROOK	***,****	
	YYYY.MM,Do		****	****	
	YYYY.MM,DD] i	****		
	YYYY.MM.DD		****		
		小計		++++++++++++++++++++++++++++++++++++++	
	YYYY.MM,DD	Q¦ li≠n ⇔	and the second s	*,***>j-] (
	YYYY.MM,DD		÷inine - think		
	YYYY.MM.DD	j T			
					<u> </u>
	YYYY.MM,DD	-	Halling Helling	÷++,+mic+=	
		小計			
	YYYY.MM.DD	JKL≉≫	Raitairin	** ***	<u> </u>
	YYYY,MM,DD		****	*** ****	
	YYYY.MM.DD] F	soutost - statesta	*****	
] í			
	YYYY.MM.DO		*-++-++++++++++++++++++++++++++++++++++	***	
合計	. <u> </u>	小时		***	





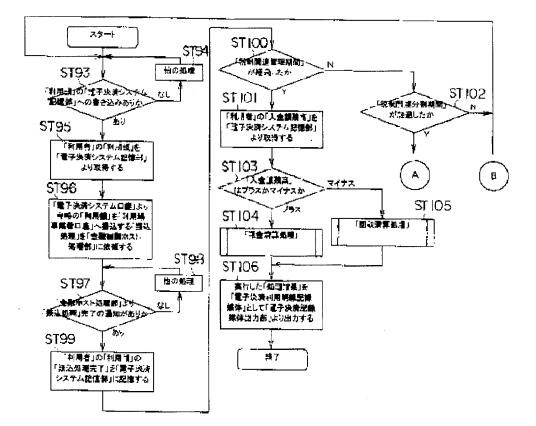


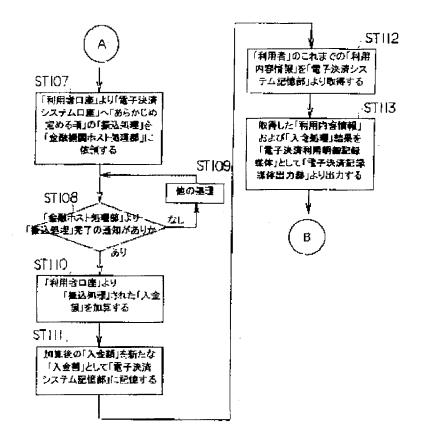




(21))02-133335 (P2002-133335A)

【図14】

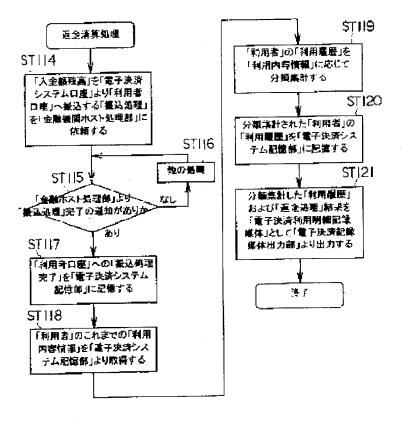




【図15】

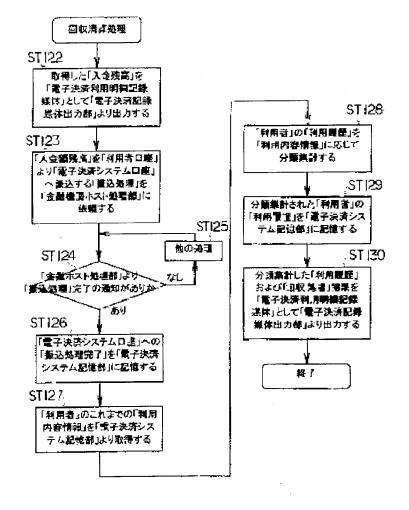
(\$23))02-133335 (P2002-133335A)

【図16】



ľ	义	2	1	1
	X	- 2	1	4

	<u>~</u> 5				
開通田分類		利用者分類	利用導分類	利用金額	備者
DEi [°] ≑≠≉	YYYY.MM.DO		.ja#ak—*ak*	** ***	
	YYYY MM,DD		****	*,***F]	
	YYYY.MM.DD		*****	*,***円	
	YYYY.MM.DD		:	**,***	, <u> </u>
		小计	****		
	YYYY.MM.DD	****		* *** 🖽	
-	YYYY,MM,DD			**,***	
	YYYY.MM.OD			**,***	
	YYYY.MM,OD		-	** , * ** (P)	
		小井	HOURK, MINING IN	······································	
	YYYY.MM.OD	*****	.:###~~ **	**,***	
	YYYY.MM,OD		***-**	**.**	·
	YYYY,MM,DD			* * * *	
. [YYYY.MM,UD		÷alinit	—————————————————————————————————————	
		小計	·	****	
숨計				T + state water [T]	



【図17】

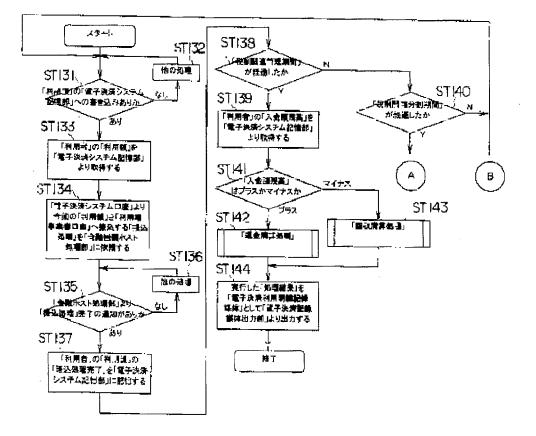
	[李 山)	ſ	ļ			ļ	T	
		入金額機定 1.1			ومرود المحلمة الم				
		HEAM J	-		_				
	4	「「「「「「「「「「「」」」。「「「」」」。「「」」」。「「」」」。「「」」」。「」」。「」」。「」」。「」」。「」」。「」」。「」」。「」」。「」」。「」」。「」」。「」」。「」」。」。」。」。」、、、、、、、、		Amfoict ir-size is to be					
ம -~	4	「「「「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「」」の「」」の「」」の「」」の		DEFinant					
		「「「「「「」」」				والمراجعة والمراجعة	Xalian - simiati		
	人金	入金帳	Elimon artest						
		人业项目分属	ABOWA					ABC+++	
		处理日	DO'MW.	DOMM/WWW.	VYYYMM DD		YYYYMM.DD	DO MMIXYY	

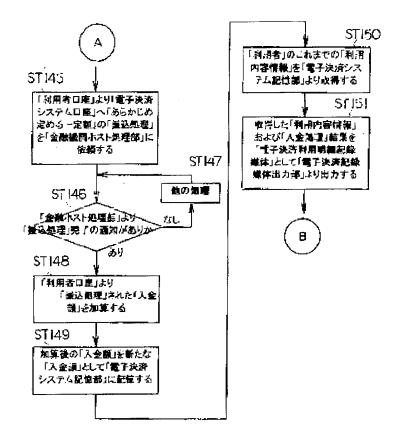
19 85 (J)

【図19】

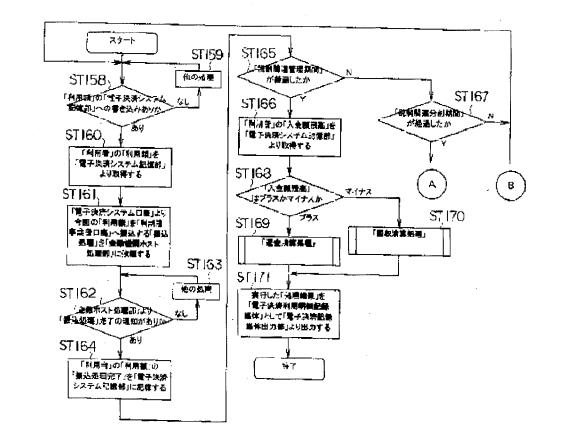
(25))02-133335(P2002-133335A)

【図23】

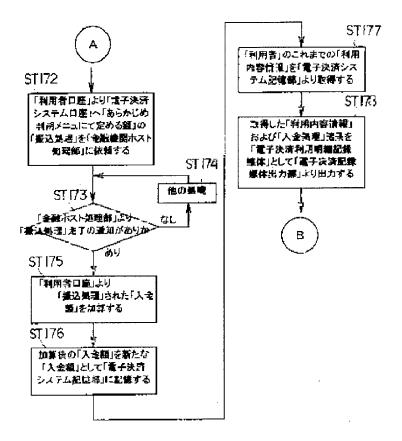




【図24】



【図27】



【図28】

フロントページの続き

(72)発明者 兼田 典明 京都府京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小 路町735番地5 オムロンクレジットサー ビス株式会社内 Fターム(参考) 5B049 AA02 BB46 CC31 DD05 EE01 EE21 FF03 FF09 GG02 GG04 GG07 5B055 EE03 EE12 EE21 FA01